

7. 海岸保全施設の早期整備について

関東部会提出
説明担当 船橋市

平成23年3月11日、宮城県太平洋沖を震源とする東日本大震災では、東京湾の臨海部においても、液状化などにより、大きな被害が発生した。

首都圏の護岸や水門などの海岸保全施設は、高度成長時代の埋め立て造成の際に沿岸部に整備されており、これら護岸施設の多くは、老朽化が著しい。

今後発生確率が高いといわれている、首都直下地震である東京湾北部地震や、東海、東南海、南海地震などが連動した南海トラフの巨大地震に備えて、早急な護岸等の点検と必要な耐震化などの津波対策が求められる。

現在、海岸保全施設の整備は県事業として行われているが、多大な事業費を要することから、速やかな対応ができない状況にある。

国においては、これら各自治体の状況を踏まえ、緊急点検と評価を実施するとともに、必要な整備改修について、直轄事業の導入を強く求めるものである。